

羽曳野市地域密着型サービス事業者選定委員会規則（平成 25 年羽曳野市規則第 19 号）
＜抜粋＞

（職務）

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、執行機関の附属機関に関する条例別表に掲げる当該担任する事務について審議をし、意見を述べるものとする。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 被保険者（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 9 条に規定する被保険者をいう。）を代表する者
- (3) 市職員
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、1 年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。